

組合加入(相続)をご希望の方へ

組合加入(相続)に必要な書類について

熊本県花き園芸農業協同組合

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
組合加入をご希望いただき誠にありがとうございます。ご加入の際は下記の書類にご記入・ご準備の上、ご提出下さいますようお願い申し上げます。

記

組合員加入手続書類

◎ 相続加入申請書 1通

◎ 出資証券再交付願 1通

◎ 送金依頼事項変更届 1通

◎ 加入申込に際しての表明・確約 1通

◎ 全部事項証明書(行政等より取得) 1通

(被相続人と相続人の間柄が確認できるもの)

上記5通の提出をお願いします。

出資証券をお持ちの場合は、証券を併せてお持ちください。

ご不明な点は担当部署までお問い合わせください。

(担当部署) 総務部総務課 TEL: 096-357-8700

令和 年 月 日

相続加入申請書

熊本県花き園芸農業協同組合
代表理事組合長 鶴池 正生 殿

貴組合員_____は 年 月 日死亡し、私が
その持分の払戻請求権の全部を取得しましたので加入申込み致します。

被相続人 住所 _____
カガナ
(旧名義人) 氏名 _____
組合員コード _____
(正・准) 出資口数 _____ 口 出資金 _____ 円
購買未収金 (有・無)

相続人 〒 ()
住所 _____
(新名義人)
カガナ
(正・准) 氏名 _____ 印 性別 (男・女)
生年月日 (昭和・平成) 年 月 日
組合員コード _____ 電話 _____
相続年月日 令和 年 月 日 続柄 ()

誓約書

私は、今般貴組合の定款・規約・諸規程を承諾の上、又下記条項を遵守することを誓約致します。

記

- 1 私が生産する花き類の販売については、貴組合を經由し無条件委託を致します。
- 2 貴組合取扱の購買品、その他施設の利用並びに、組合業務については、全て全面利用を致します。
- 3 この相続について、他相続人より異議申し出があった場合においては、貴組合へは何ら迷惑を掛けないことを誓約致します。

令和 年 月 日

住所 _____

フリガナ

氏名 _____ 印

副申書

熊本県花き園芸農業協同組合
代表理事組合長 鶴池 正生 殿

今般、上記の者より持分譲受による組合加入申込書が提出されましたが、申請者は左記の理由により加入申込みをしたものであり、組合員として加入は適当と思われま
すので、何卒御許可下さいますよう副申致します。

令和 年 月 日

地区委員氏名 _____ 印

係	主任	係長	課長補佐	課長	次長	部長	参事	組合長

出資証券再交付願

令和 年 月 日

熊本県花き園芸農業協同組合
代表理事組合長 鶴池 正生殿

申請者 コード _____

住所 _____

氏名 _____ 印

今般 出資証券を下記の事由により再交付願いたく お届け致します。

記

- 1、事由 (紛失・書替) 左記いづれかに○印
1、証券明細

提出証券			未提出証券		
年月日	証券番号	金額	年月日	証券番号	金額
計			計		
上記合計額 (現在の出資額)			円 (口)		

上記未提出証券を発見しても、再交付請求はいたしません。
又、再発見後は速やかに貴組合に提出いたします。

氏 名 _____ 印

――備考――

加入申込に際しての表明・確約

私は、現在、次の 1 及び 2 のいずれにも該当しないことを表明し、ならびに将来にわたっても該当しないことを確約します。また、私は、自らまたは第三者を利用して次の 3 のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

私は、これにより、定款の規定に基づき組合員資格を喪失する又は除名となることを確認します。

なお、これにより私に損害が生じた場合でも、熊本県花き園芸農業協同組合になんらの請求もせず、また、熊本県花き園芸農業協同組合に損害が生じたときは、私はその責任を負うものとします。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
2. 次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
3. 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (1) この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
 - (2) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。
 - (3) 暴力的な要求行為をしたとき。
 - (4) 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (5) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (6) その他前各号に準ずる行為をしたとき。

令和 年 月 日

氏名または法人名

⑨